

## 令和7年度 神栖市社会福祉協議会福祉活動基金 運用基準

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉活動基金設置要項第5条に基づき、令和7年度における福祉活動基金の運用基準は以下の通りとする。

### 1. ボランティア保険加入費助成

- (1) 対象内容…ボランティア活動保険（社会福祉法人全国社会福祉協議会）に加入する際の保険料の一部を助成する。
- (2) 助成要件…当会ボランティアセンターにボランティア登録しているボランティアグループ、また個人ボランティアで市内在住または主たる活動拠点が市内であること。ただし、ボランティア保険加入費を自治体等から助成を受けている場合は対象外とする。
- (3) 助成限度額…一人 100 円/年間

### 2. ボランティア協力校活動費助成

- (1) 対象内容…小、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践、社会連帯の精神を育成するための事業に必要な経費を助成する。
- (2) 助成要件…以下のいずれかの要件を満たすこと。
  - ① 広報・啓発活動（福祉をテーマとした講演・映画・展示会の開催やそれに伴う学校新聞等での広報、福祉に関する教材等の購入）
  - ② 社会福祉についての調査研究活動
  - ③ 体験学習を目的とした実践（福祉施設や特別支援学校等での訪問交流、高齢者・障害（児）者などへのボランティア活動や学校行事への招待、環境美化・整備活動、国際理解・協力活動、）
  - ④ 福祉関係事業への参加・研修（ボランティア講座への参加等）
  - ⑤ その他の必要な活動
- (3) 助成限度額…一校 50,000 円/年間